



農業所得の収支計算について(その2)

確定申告で必要経費になるもの

8月号では、農業所得の収入金額について説明しましたが、今回は必要経費となるものについて説明をします。必要経費の具体例は次のとおりですが、農業用以外にも使用するのは農業用に係る部分のみが必要経費となります。領収書などを保管・整理する際には、これらの項目を参考にしてください。

なお、分からない点がありましたら、お問い合わせください。

項目	具体的な内容
雇人費	常雇、臨時雇人などの労費、賄費など
小作料・賃借料	地主に支払う農地の借料、農業用建物、農機具の賃借料、農協などの共同施設利用料など
減価償却費	農業用建物、農機具、農業用車両などの償却費
利子割引料	農業に係る借入金の支払利息
租税公課	農業用(農地・農業用倉庫など)の固定資産税、不動産取得税・自動車税、水利費、農協組合費など
種苗費	種もみ、種子苗などの購入費
肥料費	肥料の購入費
農具費	取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満の農具の購入費
農薬衛生費	農薬の購入費、共同防除費など
諸材料費	ビニール、縄、針金などの購入費
修繕費	農機具、農業用車両、農業用建物などの修理に要した費用、車検代など
動力光熱費	農業に要した電気、水道などの料金、灯油、ガソリンなどの燃料費
作業用衣料費	作業衣、長靴などの購入費
農業共済掛金	水稻、果樹、家畜などに係る共済掛金
荷造運賃手数料	出荷の際の包装費、運賃、市場などに支払う手数料
土地改良費	土地改良事業の費用(土地の取得額及び減価償却資産を除く)
雑費	上記以外の費用で農業に関連して支払う費用(事務用品代など)

問い合わせ 役場税務課町民税係 ☎985-4110

あなたの地域の**防犯相談所長**さんが決定しました!!

“地域の犯罪防止は、地域の手で”という自主防犯活動の考え方から、各地区には防犯相談所が設置されています。7月24日(月)、次の34名の方々に委嘱状を交付し、防犯相談所長として活動していただくことになりました。地域安全に関し、意見・要望があればご連絡ください。

松前町防犯相談所長(任期H18.7.1~H20.6.30)

◎は校区支部長

地区名	氏名	住所	電話
南黒田	大川 守彌	南黒田684	985-1847
北黒田	奥田 正	北黒田803	984-3511
〃	明智 隆幸	北黒田529-10	984-2017
〃	大西 安廣	北黒田642-7	984-2384
〃	越智 正治	北黒田185-10	984-2771
宗意原	眞鍋 好	筒井1264-3	985-1561
〃	坂本 壽榮明	浜1140	984-4009
〃	合田 則康	筒井1066-1	984-2236
新立	鶴田 清	浜490-1	984-4152
〃	稲田 健	筒井541-10	984-3147
〃	藤堂 吉男	筒井468-3	984-3087
本村	増田 幸政	浜327-1	984-4528
〃	◎金子 和廣	浜337	984-9067
筒井	常盤 勝利	筒井258	985-1130
〃	豊田 年秋	筒井276-1	985-1944
〃	古川 光夫	筒井81-2	984-7663
社宅	今岡 孝之	筒井1455-5	984-8467

地区名	氏名	住所	電話
徳丸	門屋 美信	徳丸525-5	984-0037
中川原	三好 勲	中川原747-7	984-8878
出作	重松 弘泰	出作248-1	984-0946
神崎	高石 淑人	神崎120	984-4497
鶴吉	村上 元良	鶴吉533-2	984-5516
横田	徳本 直之	横田654-3	984-2118
大溝	高市 賢一	大溝589-1	985-1178
永田	曾根 芳清	永田44-2	984-3773
東古泉	◎篠藤 秋儀	東古泉406	985-1992
大間	永岡 英雄	大間359	985-2047
上高柳	杉 正信	上高柳211-2	984-0053
恵久美	池内 靖	恵久美117	984-9877
昌農内	重川 正仁	昌農内97-3	961-6135
西高柳	川中 眞琴	西高柳314	984-3666
西古泉	◎城戸 健	西古泉423-2	985-0005
北川原	中岡 章	北川原1013	984-9747
塩屋	戒田 岑雄	北川原1264	984-5839